

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和7年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	175,400
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,339,359

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業	
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財 源化分の市町 村交付金)	その他		
社 会 福 祉	社会福祉費	330,264	234,006			43,251	53,007	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業
	老人福祉費	7,143			1,579	935	4,629	老人保護措置事業、在宅生活支援事業
	児童福祉費	671,918	540,071		10,220	87,993	33,634	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	1,009,325	774,077	0	11,799	132,179	91,270	
社 会 保 険	介護保険事業	195,114	7,750			25,552	161,812	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	121,853	52,811			15,958	53,084	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	316,967	60,561	0	0	41,510	214,896	
保 健 衛 生	保健衛生費	13,067	7,642			1,711	3,714	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	13,067	7,642			1,711	3,714	
合 計	1,339,359	842,280	0	11,799	175,400	309,880		

※一般職人件費・一般事務費は除く。